

あいさいっ子相談室



(愛西市こども家庭センター)

誰が相談できるの？

- 愛西市にお住まいの方
- 18歳までのお子さんご家族の方どなたでも相談できます

どんな相談ができるの？

- 妊娠、出産、子育てに関すること
- お子さんの発達のこと
- 親子関係、夫婦関係
- 虐待に関すること など

相談の方法は？

- 電話や来所、必要に応じて家庭訪問 など



秘密は固く守ります。相談は無料です。

あいさいっ子相談室 ☎(55)7131

午前8時30分～午後5時15分 ※12月以降は午前9時～午後4時(土・日曜日・祝日、年末年始は除く)



11月は児童虐待防止推進月間です ～児童虐待は社会全体で解決すべき問題です～

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう取り組んでいます。

身体的虐待: 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外に締めだす など

性的虐待: 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト: 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

心理的虐待: 言葉により脅す、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)、子どもの目の前で激しい言い争いをする など

令和7年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」最優秀作品「知らせよう あなたが あの子の声になる」
虐待に関する県の相談機関 ☎189(いちはやく) ※通話料無料



問 子育て支援課 ☎(55)7118